

令和 7 年 3 月 日 学長制定

（趣旨）

第 1 条 本指針は、公立大学法人青森公立大学が設置する大学（以下「本学」という。）に所属するすべての教職員等（以下「研究者」という。）が実施する研究について、これに携わる関係者に当該研究が社会の理解と協力を得つつ、学術研究の重要性と学問の自由を踏まえ、厳正に実施されるために遵守すべき事項を定めるものとする。

（研究の基本）

第 2 条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性をゆがめることがあってはならない。

- 2 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- 3 研究者は、日本学術会議声明「科学者の行動規範について」（平成 18（2006）年 10 月 3 日制定）のほか、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

（定義）

第 3 条 この指針において「研究者」とは、本学に所属する教員職員、事務職員（研究員及び学芸員を含む）をいう。

- 2 この指針において「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項をいう。
- 3 この指針において「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為をいう。
- 4 この指針において「学生」とは、学部学生及び大学院生をいう。ただし、研究者が必要と判断した場合は、学生を第 1 項で定める研究者として取り扱う場合がある。

（研究者の態度）

第 4 条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

- 2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における文化、慣習、規律の理解に努めなければならない。
- 3 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。研究協力者、研究支援者等に対しては、謝意をもって接しなければならない。
- 4 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不利益を蒙らないよう十分な配慮をしなければならない。
- 5 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。
- 6 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

(研究のための情報・データ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的な妥当な手段で研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者は、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者は、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、正当な理由なくこれを他に漏らしてはならない。

(情報・データ等の利用及び管理)

第8条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等を適切な期間保存しなければならない。ただし、法令又は規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第9条 研究者は、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

(研究成果発表の基準)

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとする。

2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見、発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

4 研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあり、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現をしなければならない。

(研究活動上の不正行為)

第11条 研究者は、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表の各過程においてなされる次に掲げる行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを

研究者は自覚し、絶対にこれをしてはならない。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究に携わる者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究に携わる者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

(オーサーシップの基準)

第12条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

(研究費の取扱基準)

第13条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄附金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

- 2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。
- 3 研究者は、研究費の使用にあたっては、関係法令、国等の資金配分機関の定め、本学関係規程などを遵守しなければならない。
- 4 研究者は、証拠書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

(他者の業績評価)

第14条 研究者は、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(本学の責務)

第15条 本学は、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。

- 2 本学は、この指針の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては厳正かつ公正な措置を講じるものとする。
- 3 本学は、研究に関する倫理上の審査並びに研究活動上の不正行為及び研究費の不適切な使用の防止などの関連規程を定め、学内外に周知、公表するものとする。

附 則

(実施期日)

この指針は、令和7年4月1日から実施する。

公立大学法人青森公立大学における人を対象とする研究倫理審査規程（案）

令和 7 年 3 月 日
規程第 号

（目的）

第 1 条 この規程は、公立大学法人青森公立大学が設置する大学（以下「本学」という。）に所属する教職員（公立大学法人青森公立大学研究倫理指針（令和 7 年 3 月 日学長決定）第 3 条第 1 項に規定する者。以下「研究者」という。）が人間を対象として行う研究及び発表（公立大学法人青森公立大学研究倫理指針（令和 年 月 日学長決定）第 3 条第 2 項並びに第 3 項に規定するもの。以下「研究等」という。）について、倫理的配慮を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（審査対象）

第 2 条 審査対象は、研究者が行う研究等のうち、社会通念上に照らして倫理上の問題が生じる恐れがあると判断するものとする。

2 前項の判断については、研究者自らが、研究倫理委員会が別に示す研究倫理審査不要の判断目安に基づき、1 つでも該当しない項目がある場合は審査対象とする。ただし、当該判断目安のすべての項に該当する場合、第 3 条で定める研究倫理委員会での審査の申請を省略することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、本学研究者が希望するときは、審査を申請することができる。

（委員会の設置）

第 3 条 本学の研究者が行う研究等に関する研究実施計画の倫理的妥当性等を審査するため、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 4 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 本学の研究者から申請された研究等の審査
- （2） 承認された研究等の実施状況の調査
- （3） 本学の研究者の研究倫理意識を高揚させるための施策の提言
- （4） 学長から付託された研究倫理に関する事項（研究成果に係る出版予定原稿の審査を含む。）
- （5） その他必要な事項

（組織）

第 5 条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- （1） 本学専任の教授、准教授又は講師から 4 名以上
- （2） その他、委員会が審査に必要と判断する本学専任の教授、准教授又は講師

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任にあたっては、初任から通算し、2期を限度とする。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員長は学長が指名する。

2 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 委員会は、必要に応じ審査を申請した者（以下「申請者」という。）を委員会に出席させ、研究等の内容や意見を述べさせることができる。

4 委員会は、必要に応じ申請者以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

5 委員は、自己が関与する審査に加わることはできない。

6 審査の判定は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査の観点)

第9条 委員会は、審査を行うにあたっては、特に次の各号に掲げる観点到に留意しなければならない。

- (1) 研究等の対象となる個人の人権の擁護
- (2) 研究等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法
- (3) 研究等によって生ずる個人への不利益及び危険性の予測
- (4) 研究等によって得られる学問的・社会的な貢献
- (5) その他倫理的配慮

(審査の付託)

第10条 委員長は、審査案件が集中し、効率的な審査が必要と判断したとき又は審査案件が次の各号のいずれかに該当する場合は、案件を第11条に規定する専門部会の審査に付託し、報告を求めることができる。

- (1) 研究分野の専門性が高いと判断されるもの
- (2) 研究実施計画の変更の審査
- (3) その他委員長が認めた研究実施計画の審査

2 委員長は、審査案件が次の各号のいずれかに該当する場合は、案件を指名する委員の審査に付託し、報告を求めることができる。

- (1) 既に委員会において承認されている研究実施計画の軽微な変更の審査

(2) 既に委員会において、承認されている研究実施計画に準じて類型化されている研究実施計画の審査

(3) 共同研究であって既に主たる研究機関において倫理審査を受けて承認されている研究実施計画の審査

(専門部会)

第11条 委員会は、専門的な審査や審査の迅速化など必要に応じ専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員長から付託された審査案件を審査するものとする。

3 部会の委員は、3名以内で委員会の委員を充てるものとする。

4 部会長は、部会の委員の互選により選任し、会務を総理するとともに会議の議長となる。

5 部会の招集は、部会長が行い、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

6 部会の議事については、第8条第3項から第6項までの規定を適用する。

(審査判定の表示)

第12条 審査の判定の表示は、次に掲げる表示により行う。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

(委員会の公開及び守秘義務)

第13条 委員会が必要と認め、申請者及び研究等の対象となる個人の同意を得たときは、会議を公開することができる。

2 委員は、その任期中及び任期終了後においても、審査を行う上で知り得た情報を法令又は裁判所の命令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。

(記録の保存期間)

第14条 審査経過及び判定は、記録として保存し、保存期間は10年間とする。

(公表)

第15条 委員会及び部会の構成、委員の氏名、所属については、公表するものとする。

2 審査の議事内容及び申請書等の関係書類は、委員会が特に必要と認め、申請者及び研究等の対象となる個人の同意を得たときは、その内容を公表することができる。ただし、研究等の対象となる個人、その家族等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護等に支障が生じる恐れのある部分は、非公開とすることができる。

(申請手続き)

第16条 審査を申請しようとする者は、申請する研究等について、委員会が別に示す研究倫理セルフチェックシートの全項目に該当することを確認したうえで、研究倫理審査申請書（様式第1号）を学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の研究倫理審査申請書を受理したときは、委員会の委員長に審査を付託するものとする。
- 3 委員長は、前項の倫理審査を速やかに開始し、審査結果を学長に報告しなければならない。
- 4 学長は、前項の報告を受けた場合、速やかに研究倫理審査判定通知書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。
- 5 前項の通知にあたっては、審査の判定が、第12条第2号、第3号又は第4号に該当するときは、その条件又は変更、不承認の理由等を記載しなければならない。

（条件付承認の手続き）

第17条 委員会の審査の結果、第12条第2号と判定された場合、申請者は条件の履行を証明する書類（修正した研究実施計画書等）を学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の書類を受理したときは、委員会の委員長に条件履行の審査を付託するものとする。
- 3 委員長は、委員長が指名する委員と協議して、条件の履行を審査し、判定結果を学長に報告しなければならない。
- 4 学長は、前項の報告を受けた場合、速やかに承認条件確認通知書（様式第3号）により申請者へ通知しなければならない。

（変更の勧告の手続き）

第18条 委員会の審査の結果、第12条第3号と判定された場合、申請者は研究の内容を変更のうえ、研究倫理審査を再申請することができる。

（再審査）

第19条 申請者は、審査結果に対して異議があるときは、学長に異議申立書（様式第4号）により、再審査を請求できるものとする。

- 2 前項により再審査を請求できる期間は、研究倫理審査判定通知書（様式第2号）の通知日の翌日から起算して、14日以内とする。
- 3 学長は、第1項の異議申立書を受理したときは、その理由を審査のうえ、再審査の実施の可否を判断し、速やかに相手方にその結果を通知するものとする。
- 4 再審査は、第9条に規定する審査の観点に準じて行うものとする。

（実施計画の変更）

第20条 申請者は、承認された実施計画に変更（中止を含む。）が生じたときは、実施計画変更申請書（様式第5号）を学長に提出するものとする。

- 2 学長は、前項の変更について必要があると認めたときは、当該変更に係る実施計画について、審査の手続きをとるものとする。

（実施状況の報告及び調査）

第21条 学長は、承認された研究等に係る実施状況について、定期又は随時に報告を求めることができる。

- 2 前項の時期については、学長が必要に応じて決定する日とする。
- 3 前2項にかかわらず、審査の承認を受けた者（以下「研究実施者」という。）は、研究終了後1箇月以内に、研究等実施状況報告書（様式第6号）を学長に提出しなければならない。
- 4 学長は、必要に応じて、委員長を通じて承認された研究等に係る実施状況を調査させることができる。この場合、研究実施者は、調査に誠実に協力しなければならない。
- （実施計画の中止及び変更命令）
- 第22条 学長は、報告又は調査の結果、倫理的配慮に問題が認められた場合は、研究実施者に実施計画の改善、中止又は変更を命ずるものとする。
- （庶務）
- 第23条 委員会の庶務は、総務企画グループにおいて処理する。
- （その他）
- 第24条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

研 究 倫 理 審 査 申 請 書

年 月 日

青森公立大学学長 様

所属・職名
申請者氏名 印
学籍番号
学部・院生氏名 印
(自署の場合は、押印不要)

1 研究課題名			
2 研究担当者	研究責任者の 所属・職名・氏名		
	共同研究者の 所属・職名・氏名		
3 研究計画の 概要	(研究の目的および意義) (研究の実施方法)		
4 研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
5 研究対象と 選定方針			
6 研究場所			
7 研究上の 倫理的配慮	①研究対象者の人権および個人情報の保護に関する配慮		
	②インフォームド・コンセント		
	③研究の実施に伴う危険性及び問題が生じた場合の対処と問合せ先		
	④その他特記事項		

様式第 2 号（第 1 6 条関係）

研 究 倫 理 審 査 判 定 通 知 書

年 月 日

所属・職名

申請者 様

青森公立大学学長 印

審査の結果、下記のとおり判定したので通知します。

1 研究課題名	
2 研究責任者	所属・職名 氏 名 学籍番号 学部・院生氏名
3 判定	☐ 承認 ☐ 条件付承認 ☐ 変更の勧告 ☐ 不承認 ☐ 非該当
4 承認番号	
5 条件、勧告 又は不承認 の理由等	
6 承認された 研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日
7 研究倫理委 員会開催日	年 月 日

様式第 3 号（第 1 7 条関係）

承認条件確認通知書

年 月 日

所属・職名

申請者 様

青森公立大学学長 印

審査の結果、下記のとおり承認の条件について確認したので通知します。

1 研究課題名	
2 研究責任者	所属・職名 氏 名 学籍番号 学部・院生氏名
3 条件付 承認番号	
4 承認の条件	
5 承認された 研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日
6 研究倫理委 員会開催日	年 月 日

異 議 申 立 書

年 月 日

青森公立大学学長 様

所属・職名

申請者氏名

学籍番号

学部・院生氏名

印

印

(自署の場合は、押印不要)

年 月 日付けの研究倫理審査判定通知に対して、以下のとおり異議がありますので、再審査をお願いいたします。

1 研究課題名	
2 理由	
3 添付書類	

※注意事項※ 1 理由は、詳細に記載すること。 2 関係資料を添付すること。

様式第5号（第20条関係）

実 施 計 画 変 更 申 請 書

年 月 日

青森公立大学学長 様

所属・職名
申請者氏名 _____ 印
学籍番号 _____
学部・院生氏名 _____ 印
(自署の場合は、押印不要)

年 月 日付けで承認のありました研究計画について、以下のとおり変更したいので申請します。

1 承認番号		
2 研究課題名		
3 研究担当者	研究責任者の 所属・職名・氏名	
	学籍番号 学部・院生氏名	
4 変更箇所		
5 変更理由		
6 その他 特記事項		

※注意事項※ 1 変更理由は、詳細に記載すること。 2 関係資料を添付すること。

様式第 6 号（第 2 1 条関係）

研 究 等 実 施 状 況 報 告 書

年 月 日

青森公立大学学長 様

所属・職名
申請者氏名 印
学籍番号
学部・院生氏名 印
(自署の場合は、押印不要)

1 承認番号		
2 報告種別	☐ 定期又は随時 ☐ 終了報告	
3 研究課題名		
4 研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
5 研究担当者	研究責任者の 所属・職名・氏名	
	学籍番号 学部・院生氏名	
6 研究結果又は 進捗状況 ※倫理的配慮の 実施状況の記載 必須		
7 問題発生の有 無及びその対 応（中止の場合 はその理由）		

研究倫理セルフチェックシート（案）

研究テーマ：_____

- ※1 ここでは、研究等の実施者を「実施者」、研究への協力を依頼された者を「協力者」と呼ぶ。
- ※2 当該チェックシートは、実施者が最低限具備しておくべき事項です。
- ※3 研究者は、自ら行う研究等が本チェックシートのすべての項目に該当するか確認します。
- ※4 チェックする際は、「はい☐ (該当する)」か「いいえ☐ (該当しない)」にレ点を記入すること。
- ※5 該当しない項目がある場合、該当できるように研究等の実施方法等を再検討してください。

1 研究への協力者に対する情報提供及び同意の確認

- ① 実施者は、調査・実験への協力を依頼するにあたり、必要かつ十分な情報を提供し、協力者の理解と同意を得るようになっている。 【 はい□ / いいえ□ 】
- ② ①の際に、協力者が判断の結果に関していかなる不利益も被らないことや、いったん承諾した研究への協力を無条件に、途中で中止できることなどを保証している。 【 はい□ / いいえ□ 】
- ③ 実験研究の場合、同意は原則として書面で行うものとしている。(ただし、調査研究の場合、調査への協力依頼文に基づく自発的回答をもって同意とみなすことができる。) 【 はい□ / いいえ□ 】
- ④ ①～③を踏まえ、調査・実験への協力は、協力者の自由意思により判断され決定されるようになっている。 【 はい□ / いいえ□ 】

2 協力者の負担・苦痛の回避

- ⑤ 実施者は、調査・実験の実施にあたっては、協力者に苦痛を与え、不快な思いをさせないように
 っている。 【 はい□ / いいえ□ 】
- ⑥ 特に、ハラスメントや差別的な行為などが起こらないように細心の注意を払うようになっている。
 【 はい□ / いいえ□ 】
- ⑦ 調査・実験などの目的・性格によって、やむを得ず協力者に多少の負担を感じさせることが予想さ
 れる場合、実施者は、負担が生じうることについて、前記1の原則に従って、協力者の同意を得てか
 ら行うとともに、実施後のデブリーフィング等を徹底するようになっている。 【 はい□ / いいえ□ 】

3 個人情報の保護

- ⑧ 実施者は、調査・実験の協力者リスト、調査・実験によって得られた資料やデータを厳重に保管し、不要になった場合には復元ができない形で廃棄する。【 はい□ / いいえ□ 】
- ⑨ 調査・実験の結果の報告にあたっては、協力者の個人情報が特定できないように慎重に行う。【 はい□ / いいえ□ 】
- ⑩ 協力者が論文、報告書などの中で積極的に自分自身のアイデンティティが示されることを望む場合、実施者は、協力者及び関係者と十分に相談の上、適切と思われる対応をとるようになっている。【 はい□ / いいえ□ 】

4 研究結果の公表

- ⑪ 調査・実験研究によって得られた知見は、研究者や資金提供者の独占物ではなく、協力者に還元され、また、広く社会的に共有された知識となるべきものであると認識し、行動する。【 はい□ / いいえ□ 】
- ⑫ 実施者は、協力者にその知見の概要を報告するとともに、協力者の個人情報の保護のために必要な措置を講じた上で、出版物等による成果公表に努める。【 はい□ / いいえ□ 】

5 所属する学会等の倫理規程等の遵守

- ⑬ 学会等において、倫理綱領や倫理規定などが制定されており、会員にその遵守を求めている場合、実施者は、自分の所属する学会等の倫理規程・倫理要領等を確認し、それを遵守して調査・実験を行う。【 はい□ / いいえ□ 】

※すべての項目に該当しない場合は、研究倫理委員会への審査申請はできません※

研究倫理審査不要の判断目安（案）

判断に迷う等の場合は、研究倫理委員会へお気軽にお問い合わせください。

※※ 以下の1～6のすべての条件に該当する研究は倫理審査を省略可能です ※※

- 1 以下のいずれかに該当する研究である。
 - (1) 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報を用いた研究である。
 - (2) 既に特定の個人を識別することができない試料・情報を用いる研究である。
 - (3) 既に作成されている匿名加工情報又は非識別加工情報を用いる研究である。
 - (4) 少数例のケーススタディである。
- 2 対象者保護（手続きや威圧の問題など）に適切に配慮している。
- 3 要配慮個人情報を取り扱わない研究である。
- 4 研究結果あるいは対象者保護に影響を及ぼす経済的利益（利益相反）関係がない研究である。
- 5 研究全体を通じて、介入や侵襲が含まれない研究である。
- 6 ディセプションの手続き（研究目的等の虚偽の説明を用いる手続き）が含まれていない研究である。

公立大学法人青森公立大学における人を対象とする研究倫理審査フロー（案）

